

高齢運転者等標章の記載事項変更届申請手続き

様式の名称	高齢運転者等標章記載事項変更届（別記様式第一の三の四）
受付期間等	<p>受付期間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始（12/29~1/3）を除く。）</p> <p>受付時間：午前9時から午後5時45分まで</p> <p>交付までの期間：申請から3日（行政庁の休日を除く。）以内</p>
受付場所	<p>大阪府下の警察署（大阪水上警察署及び関西空港警察署を除く。）交通課</p> <p>又は大阪府警察本部交通部交通規制課</p>
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢運転者等標章記載事項変更届 （ホームページからダウンロードできます。）</li> <li>・ 変更が生じたことを証明できる書類</li> <li>・ 運転免許証</li> <li>・ 自動車検査証等</li> </ul>
手数料	無料
備考	<p>高齢運転者等標章の記載事項（使用する自動車、住所等）に変更が生じたときは、高齢運転者等標章記載事項変更届に必要な事項を記入し、変更前の標章及び変更が生じたことを証明できる書類を添えて届け出る必要があります。</p> <p>詳しくは、大阪府下の警察署又は大阪府警察本部交通部交通規制課にお問い合わせください。</p>